

決算審査特別委員会

日 時 令和4年9月20日（火）

9：00～11：23

場 所 議場

出席者 委員長、副委員長、委員7名（欠席：なし）、山本議長

説明員 なし

傍聴者 なし

書 記 浅田事務局長、花倉書記

○久代委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから決算審査特別委員会を再開いたします。

台風14号が襲来をして、大変全国的には甚大な風、雨の被害をもたらしていますけども、幸い日南町は比較的心配されていた風、雨の被害も少なかったように今朝、ゆうべ、地域を訪問した感じではそのように受け止めています。今後、次々と台風が襲来することも予想されますので、町民の皆様には十分注意をして行動していただきたいと感じています。日南町も災害対策本部を設置されて、避難所も開設されました。町内の被害の状況については、また後刻詳しい内容が報告されると思いますので、その機会に譲りたいと思います。

皆さん、お手元に前回の総括で意見をまとめたものについて、修正案として配付をしています。修正案の配付を御覧いただく前に、16日の決算審査の中で意見があった介護報酬の令和3年度の引上げについては、厚生労働省の資料を見て私が確認したところ、介護報酬は引き上げられているということでありました。岡本委員からの意見でした。それから、あと、日南病院事業会計の件ですけども、これはタブレットに年次収支報告として決算審査特別委員会のページに貼り付けています、各課提出資料のところに。1,000万余りを病院事業会計に繰り入れていますけども、太陽光発電は1月から12月で、町の病院事業会計は4月から3月までという年度の違いによって生じた誤差でありますので、確認をしたところ、金額に間違いはないということでありますので、御承知おきいただきたいと思います。それと、決算の調書の山林の関係について、町有林の面積、所有と分収、その他の権限の合計の面積を確認していただきたいという山本議長からの意見がありまし

たけども、この点については、ちょうど今、課長会が継続中でありますので、休憩時間に正式な山林面積、誤差がないかということも含めて報告を議長経由でしてもらって、私のほうから報告をいたしますので、よろしくお願いします。それと、あと、懸案事項としては以上だと思います。その他の各課の提出の資料については、決算関係については、タブレットページ各課提出資料及び決算審査特別委員会のページを御覧になって確認をしていただきたいと思います。

それでは、追加で皆さんのお手元に配付しております修正案等について、これから審議を進めたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

総務課の一般管理事務ですけれども、ここは文言を変えていません。意見として提出されたそのものを書いています。ファイリングシステム研修を実施されているが、システムが十分機能しているとは言えない、町民から提出された補助金申請が3か月間放置されていた事例があったが、情報の共有や業務の執行が円滑に行われるようファイリングシステムの有効活用に取り組まれないということですが、どうでしょうか。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 この2行目の町民から提出されたという事例があったがという、ここの一文は、私は何か要らないような気がするんです。それは、この発言は以前も予算審査なのか決算審査なのかのところでこういう発言がありました。なので、いつまでもいつまでも過去の発言を持ち出したら、ちょっと申し訳ない気もあるんですけども、だから、この一文だけ取れば、後はそのままでもよろしいと思います。

○久代委員長 補助金申請が3か月間放置されていたという事実について、坪倉委員、発言求めます。

○坪倉委員 先ほどの櫃田委員の発言ですけれども、予算審査のときに、質疑の中でこういう発言はしました。ですので、やっぱり指摘する事例として、あったほうがより伝わりやすいのかなと思います。ただ、3か月間っていうところが約っていう言葉を追加してほしいです。3か月が明確に90日とかっていうことが確定できてませんので、約3か月間放置されていたっていうふうにしていただければと思います。

○久代委員長 ということですけれども、櫃田委員。

○櫃田委員 一つ確認したいんですが。

○久代委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 先ほどの意見で、それはそれで分かりやすいからあってもいいかなという気

もするんです。ただ、そうすると、では、これからずっと毎年決算審査、予算審査をしていくわけですが、この文言ってというのはどういう時点になればなくなるんでしょうか。例えば、完全に机の上がきれいに片づいて、帰るとききれいになるとか、そういう、こういうファイリングシステムが活用されるようになったのが目で見える状況になれば、この審査意見というのはなくなるんでしょうか。

○久代委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 それは状況が改善されれば指摘としてあると思いますが、これまでも、今回についても、決算審査の聞き取りの過程で様々な意見も出ておりましたし、先日のこの決算審査特別委員会でも数多くの項目が上がっておりました。ただ、それを全て決算審査、予算審査意見に記載をするかどうかというところは、全体的な状況判断の中で決められるべきだと思います。ですから、100%改善がなければ書き続けるかというところ、そういうものでもないと思います。

○久代委員長 櫃田委員、よろしいですか。

○櫃田委員 はい、いいです。

○久代委員長 それでは、この申請書が約3か月間放置されていた事例があったがと、約を入れて修正して再度提出、皆さんに配付いたします。ほかの委員の皆さん、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

続きまして、一般会計の歳入と基金、257ページです。あれ、これ修正されてないな。私、修正。（発言する者あり）A案については、一般会計の歳入の森林環境譲与税5,730万9,000円を基金に積み増ししていると。（発言する者あり）農林課。これはあれだ。（発言する者あり）委員長案。（発言する者あり）すみません、A案については、ちょっといろいろ細かい金額等が記載してありますけれども、私、委員長案として森林環境譲与税の使途を各会計年度独立の趣旨に沿って、分かりやすく明示されたいという文章に、簡潔にまとめてみましたけども、どうでしょうか。

近藤委員。

○近藤委員 A案の自分見るに、A案の中での一番の目的というのが、明確なビジョンを示してほしいということじゃないかと自分は読み取りました。よって、森林環境譲与税の使途を明確なビジョンを示されというのをそこに入れて、会計年度独立の趣旨に沿って分かりやすく明示されたいという、明確なビジョンというのを一言入れたほうがよいではないかとちょっと自分感じました。

○久代委員長 そのほか、皆さんどうでしょうか。

岩崎委員。

○岩崎委員 A案のほうには森林整備基金という言葉も入っておるんですけども、実際の運用に関しましては、この譲与税を翌年度以降に活用するためにこの基金に積んでるといような形で運用されておりますんで、やはりこの森林整備基金という言葉も入れて、分かりやすく説明してくださいというような表現が欲しいかなと思います。

○久代委員長 分かりました。それでは、このA案、B案、近藤委員からも明確なビジョンが肝であるというふうな発言がありましたので、A案と委員長案、2つを取り入れながら、森林整備基金のことも取り入れながら、文章を再度皆さんに提出していきたいと思いますが、御異議ありませんかね。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 異議はないですけども、森林環境譲与税の使途についてですね、林業アカデミーの人材育成や間伐に要する経費に充てるために積み立てると、譲与税の報告ではそういうふうに明確に書いてあります。ですので、ビジョンはおおむねこういうことだろうなとは思いますが、アカデミーの関係もJークレジットの販売の財源をこちらにかなり充てるといいうこともあって、全体的な活用金額が少なくなっているということもあるんですが、それにいたしましても、近藤委員も言われたように、この基金を将来的にどういうふうに使っていくか、明確なビジョンが必要だと思います。

○久代委員長 今の坪倉委員の発言も含めて、再度提出したいと思います。

大西保委員。

○大西委員 私もこれ2つ重ねてということと、それから、先ほどもJクレのことで森林の関係、アカデミーであるとか、ただ、私、一般質問のときに、Jクレの購入をここから使ってはどうかということを言ったんですけども、目的ではないと言われたんで、森林譲与税は全国のいろんなものを調べますと、いろんな活用をしておりますので、もっと幅広く、目的を明確にもう一度していくと、今アカデミーとそれ以外のどうのこうのぐらいしかなかったんですけども、全国の事例見ますと、いろんな活用してますんで、そういった意味で幅広く、本当に日南町に合った、今言われたビジョン、強くそれを求めていったほうがいいなと思いますので、基本的には全部賛成でございます。

○久代委員長 Jークレジットのことも含めてということですけども、Jークレジットについては、裏面に農林課のところでちょっと書いておりますので、後でその点も含めて議論

をしたいと思います。それでは、文言を修正するということによろしいですかね、皆さん。

（「はい」と呼ぶ者あり）

次、2番目の企画課、地域振興センター管理事務、資料の54ページです。各地域に地域担当職員を配置しているが、役割が曖昧で機能しているとは言い難い。時間外手当も検討するなど、地域内で積極的な活動に努められたい。これは私が一応、地域担当職員制度について、時間外手当が実際に支給されているのか、あるいは代休で対応されているのかということも含めて、やっぱり役場の職員が地域振興センターの業務に時間外、ほぼ会合は時間外が多いわけですから、日頃の日常の業務はそれぞれの課で仕事をされているわけであって、やっぱり職員が積極的に参加されるには、やっぱり待遇の問題も一つあるんじゃないかなというふうに日頃、私も感じていましたので、この時間外手当という言葉を追加してみましたけども、皆さん、御意見をお聞かせください。

大西保委員。

○大西委員 この担当職員さんの時間外手当をちょっと確認しないといけないと思うんですが、本当に支給されていないのかどうなのかいうことをされないと、実際払ってますよとなれば意味がないので書くことないと思う。それちょっと確認をお願いしたいんですが。

○久代委員長 一応、私が調べたところでは、代休の対応はできると。（「代休」と呼ぶ者あり）代休、振替休ということではありました。

大西保委員。

○大西委員 代休となれば一日とか半日とか、要するに、例えば会合で夜、例えば地域の全体の会合とか町政懇談会とかいうのを担当職員が出たりするわけですよ。その場合に、時間外手当を支給されているのか。要するに、いろんな会合。

○近藤委員 代休でありましたよっていう。

○大西委員 いやいや、代休というのは、何時間以上の場合、代休になるんですか。

○近藤委員 1時間単位。

○大西委員 1時間単位の代休、そんなのあるんですか。民間ではないですけど。代休、

○久代委員長 時間を区切ってます、2時間とか3時間とかの時間で代休に対応しているという。うん。だから、時間外手当としては支払われていないということでありました。

○久代委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 時間外手当なのか代休なのかっていうところは、町長と職員との交渉もあるのかもしれないけれども、ここはやっぱり最初にありましたように、職責や使命を明確

にしているところではいいのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

○久代委員長 そのほか、ありませんか。

岩崎委員。

○岩崎委員 私も、やはりポイントがやっぱり仕事の役割ですね、そちらがメインと思います。待遇的なもの、これは置いといても、今一番問題なのは、やはり地域担当職員としての役割というところが明確になってないというところがもう一つ。これは執行部側もあるんですけども、受け側のまちづくり協議会の問題も若干あるかとは思いますが、そこら辺りをやっぱり明確にして、地域担当職員が活躍できる場として設定していただきたいと思います。

○久代委員長 最初の提出された意見には、職責を明確にして、自分事として地域に溶け込んだ活動に努められたいという提案でした。

近藤仁志委員。

○近藤委員 自分の思いとすれば、要するに今、自分が感じたところです。確認はしとらんわけですけど、今年度は誰と誰と誰がどこそこの地区の地域の担当職員であるというように張りつけられて、それで各地域に赴いて何かの補助をするというかな、活動のお手伝いをするというような感じに取っております。それによって、やっぱり各地域ごとによっていろんな温度差もありますし、それから、いざ出向いてその担当職員が何をしていいのか分からないというような、ちょっと一歩下がって物を見てしまう、積極的になかなか取り組んでいただけないというような、積極的に取り組むという、なかなかそういった立場にないような気がしておりまして、そうでなくて、もっと地域の実情を知って、どんどん参加することを職責という形で明示して、地域の中で活動してほしいという思いで自分は提案しました。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 地域の中でイベント、行事などへの積極的な参加も求めるところではありますが、やはり一番は役場職員が幅広い知見、知識、情報を地域の活動に生かしていく、そして地域の情報を役場に持って帰るところが一番の目的だというふうに、当初の説明からも思っております。ですので、自分事として地域に溶け込むということも一面重要でありますけども、役割をしっかりと果たしていただきたいと思っておりますし、役場に持って帰った情報を、地域の情報をやはり役場内で共有するシステムっていうか、そういう機能が重要だと、この件については思っております。

○久代委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 まち協の事業の管理というか、運用につきましては、企画課が担当ということで、本来、企画課の中の事務分掌表あたりに、やはり明確にこの地域担当職員も上げるべきだと私は思います。企画課の職員ではない方ももちろんいらっしゃるんですけども、地域担当職員として。現在、事務分掌表を見たところ、やはり事務長の名前は掲載されておるんですけども、地域担当職員の名前もここに明確に上げることによって、やはり職務対しての意識も変わってくるのではないのかと、私はそう思いますが。

○久代委員長 そのほか、ありませんか。

古都勝人委員。

○古都委員 皆さんの議論の内容の話ではございませんが、この文の書き出しが各地域に地域担当職員をとというふうになっておりますが、地域地域が重なりますので、前段を振興センターに地域担当職員をにしたほうが、文章的にはきれいではないのかなと考えます。

（発言する者あり）

○久代委員長 各まち協ですよ。（発言する者あり）まち協、むら協のところもありますけど。私ちょっと、あえて時間外手当という文言を入れたのは、やっぱり担当職員といえども、やっぱり時間外労働なんですよ。やっぱりそこを明確にして、いついつ振興センターの例えば総会があるから、誰々担当職員は時間外だけど仕事をしてくださいという、町長命令ですわね、業務上。それがきっちり、やっぱりしていないことも一つの要因ではないか、それは確かにみんなそれぞれの地域で担当職員は頑張りたいと思っではいるけども、やっぱり業務の指令系統もいまいち曖昧な状態ではないかなということを書いて労働の処遇の改善という意味で、時間外手当という文言を入れてみましたけど、どうでしょうか。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 1つ確認したいんですけども、先ほどもあったこの役割が曖昧でっていうのがあるんですけども、それが業務で行ったのか、あるいはボランティアっていうのもありますよね、例えば草刈り作業や道路清掃や、そういったもの。例えば旧小学校の草、除草作業等々、それも地域の方は当然ボランティアで行ってます。それをどう捉えるか、区別が難しい部分があるので、ちょっとそこだけ整理がどうなのかなという気がします。（発言する者あり）

○久代委員長 皆さん、ほかに意見がありませんか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 委員長の提案でありますけども、時間外手当の検討ということ、文言については入れるべきでないと思います。位置づけ、役割等を明確にすべきだということで整理ができると思いますし、そこが明確にきちんと指揮命令系統なり、役割が明確になれば、おのずとそちらも改善というか、対処できていくことだろうと思ってます。

○久代委員長 近藤委員。

○近藤委員 私も同意見であります。時間外手当というのは外してもよい、入れないほうがよいと思います。代休扱いという形でもなっているよということですので、そうでなくして、やはり職責を執行部のほう、トップのほうのはっきり明確にして、役割を与えて、地域内で積極的な活動に努められたいというくくりでよいと思います。のほうがよいと思います。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 私は時間外手当という文言も、そういう意味合いの文言を入れたほうがよいと思います。つまり、役場職員とはいえ勤務時間はちゃんと決まっていて、時間外であれば時間外手当を支払われるのは当然のことなんですけれども、それが払われてないということは、それ自体が結構労働問題としては結構な問題ですので、そこもちゃんとはっきりして、それが払われなければ、当然やる気にも関わってきますし、それは重要なところだと思いますけれども。

○久代委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 いわゆる職務として明確に出されるのであれば、やはりその部分というのはほかの業務もあります。それと要は同じラインでまちづくり協議会の地域担当職員として位置づければ、何ら時間外とか代休とか、それはもう執行部と組合が、交渉的な部分はあるのかもしれませんが、対応すべきことであって、今回決算審査で上げる部分というのは、やはりまち協の中で地域担当職員にしっかりと活躍していただきたいという思いがポイントだと思います。時間外とか代休とかいうのを含めしまうと、他の業務にもやはり大きく関わる部分でありまして、書きぶりが非常にぶれてしまうと思います。以上です。

○久代委員長 時間外手当という文言まであえて入れなくても、現実には代休、時間的な代休もあるので、そういう対応でいいじゃないかという意見が大勢を占めていますが、ただ、指令系統ですよ。やっぱり明確な指令系統については何か入れといた方がいいのかな

とは思いますが、皆さんどう思われますか。（「委員長一任」と呼ぶ者あり）

坪倉委員。

○坪倉委員 指揮命令系統についても、位置づけと職責が明確になれば、当然上司、管理職からの指示、命令も出てくるわけですから、位置づけ、職責を明確にし、所期の目的が達成できるように努められたいということでよろしいかなと思います。

○久代委員長 というふうに坪倉委員から発言がありましたので。（「異議なし」と呼ぶ者あり）位置づけ、職責の文言を入れて、後刻修正を行います。時間外手当という文言は削除しますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

続いて、行財政改革。これは意見がありましたけども、修正は行っていない。そのままにしておりますが、どうでしょうか。（「いいと思います」と呼ぶ者あり）よろしいですか、皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）それはこのとおりに決したいと思います。

次、住民課の新エネルギー推進事業ですけども、石見東太陽光発電所事業に係る経費は、全てを売電収入で賄うべきではということで、先ほど冒頭に申し上げましたけども、太陽光発電所について、病院事業会計に繰り入れております金額が、資料を見ていただければ詳しい日南病院からの報告がっておりますので、確認をしてみてください。タブレットに貼っております。これをこの売電収入で賄っているんですが、これについて皆さん意見としてあえて取り上げるべきだということであればですけども。

近藤仁志委員。

○近藤委員 確認ですが、これ要するに経費を売電収入の中から賄って、その残金を病院のほうに繰り出しているという説明でよろしいですか、これは。（発言する者あり）いや、こっち。

○久代委員長 そのとおりです。（発言する者あり）日南病院事業会計に売電収入が約1,300万余りだったじゃないかと思いますが、それから必要経費を引いて、売電収入として日南病院関係に1,077万6,000円が入ってます。大体ほとんど毎年このような金額じゃないかなと、ちょうど前年度の決算書を見ていませんけども、大体約1,000万が日南病院事業会計に繰り入れられるという決算状況です。

櫃田洋一委員と大西保委員がボタンを押していただけますけども、櫃田委員。

○櫃田委員 これは取下げでよろしいんじゃないかなと思います。

○久代委員長 大西委員。

○大西委員 ちょっと私、ちょっと記憶なんですけど、以前太陽光のときに、何か電源装

置か何か壊れたときがあったと、あれはそこから引いてましたか、売電収入から引いて、あれ結構な金額になっと思ったと思うんですよ。それで、新規になってから3年か4年で壊れたということで、あれたしか金額多かったと思う。それ本当に引いてんかなと、記憶あるんですよ。ちょっとそれ確認しないと、これは今はこうかも。

○山本議長 3年度の決算じゃないので。

○大西委員 そう、分かりました。

○久代委員長 大西委員。パワコンの全部取り替えた際には、売電収入から費用を引いていました。

○大西委員 ああ、そうですか。

○久代委員長 そのことも確認しておきます。だから、売電収入から必要経費を引いたものを病院事業会計に繰り入れているということは間違いありませんので。

古都勝人委員。

○古都委員 うろ覚えであれなんですが、監査委員に伺いますが、前、そのときに、説明があったときには、過疎債でしたものは、何でも使ってもいいというものではないというような説明を受けた気がしますが、そこら辺については。（発言する者あり）

○久代委員長 今、監査委員を、古都委員は指名されましたけども。

○古都委員 委員間協議。

○久代委員長 もし、岩崎委員が答えてもいいということでしたらですけども。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 それは多分、私が監査委員になる前の話だったと思います。詳細は分かりませんが、やはり、過疎債を使ってそういうような収益を得るというのは、基本的にマッチしてないんじゃないかと。要は、過疎債を使って収益的な事業を行うということ自体が、過疎債の目的としていかなものかということは、多分、国のほうは言うんではないかと思います。それは理屈だと思います。ですから、この太陽光発電の分につきましても、日南町が初めてそういうような過疎債を使った事業をやったわけですが、それ以降、このような太陽光発電に過疎債を充てるということは、国としては認めないというような方針が出るとはなかろうかとたしか思います。以上です。

○久代委員長 過疎債は使えないという国の方針でありますので。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 岩崎委員からの発言もあったわけですけども、これ当初、発電事業の会計を

収支を明確にするために特別会計の検討をすべきだという議論もしたわけでありますけども、岩崎委員が発言されましたように、過疎債であるために収益事業はいけないという指導でありました。そこで、福祉目的、売電収入は福祉目的に使うという説明の中で、病院への繰り出しということになったです。

もう一つは、会計の区切りですね、１２月と３月というところのことについても、これまで議論をしてきた経過はありますけれども、そこもなかなか難しいということで非常に複雑な会計になっておりますし、一般財源の扱いですので、収支が分かりにくいということがありました。その中で、今回提出いただきましたけども、毎年収支が分かるような報告書を提出を求めてきたところであります。以上です。

○久代委員長 坪倉委員の発言は、太陽光発電所の収支の明細が分かる資料を、毎会計年度ごとに決算資料として提出していただくということによろしいですか。

○坪倉委員 それは約束事だったんで、できてないのはおかしい。

○久代委員長 かつて約束、そのことを約束したことは、私も記憶していますが、今回資料請求しなければ提出されなかったのも、決算会計を締めた時点で提出を求めるということにしたいと思いますが、どうでしょうか。（「異議なし」「分かりやすい」と呼ぶ者あり）

この新エネルギー推進事業については、削除してもよろしいということを確認したいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、裏面を見てください。森林総合整備事業で、A案では提出された委員が、いろいろＪークレジット売払い収入についてと新植経費補助金の問題。それから令和４年度の繰越金１，３６８万５，０００円などと記述しておられますけども、私の、委員長案としては、Ｊークレジット売払いの収入及び使途を明示されたい、明確にされたいということにまててみましたけども。

大西保委員。

○大西委員 シンプルになっておりましたが、私ちょっと１点だけ、私の言ってる中のＪークレジットの基金と書いてますけど、実際は、正式にはＪークレジット運用基金なんですけど、これ自身が発足当時、令和元年度から全く入出金とかがないということで３年間過ぎてますが、これも、どうあるべきかということをやっと検討しなければならないと思いますので。私は、この委員長案の文言プラスこのＪークレジット運用基金についての再検討とか、その辺の活用をどうするかも検討すべきだと思いました。要するに残ったらそ

こに入れるとか、余りどうのこうのなってますけど、実際に3年間も何も動いてないという運用基金、これは本来の目的でしょうかということです。

○久代委員長　ただいま大西委員から、Ｊークレジット運用基金についての記述も必要だという意見でございました。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員　先日も申し上げましたけれども、このＪークレジットにつきましては、いわゆる二酸化炭素の保有量何トン、町が今持っているのかということも、ここにやっぱり保有量も明確にさせていただきたいと思います。４年度の補正で今回出てきた分ですけども、森林組合からＪークレを、要は取得するわけなんです。そこら辺りもありますし、また今後、町有林を活用して認証を受けるということもあり、そこで日南町に幾ら持ってる、このたびの補正では公有財産購入費というような位置づけにもなっております。それを考えた中で、やはり売るものは何ぼあるんだというところを押さえるべきだと、やっぱりそこも記述をお願いしたいと思います。

○久代委員長　ただいま岩崎委員から、保有量と売払いの実績の点などについて発言がありましたので、この点も付け加えておきたいと思いますが、どうでしょうか、皆さん。

（「はい、よろしいです」「オーケーです」と呼ぶ者あり）

次、近藤仁志委員。

○近藤委員　自分もこのＪークレジットの基金口座というのは、やはり提案としてこれを活用するということは大変分かりやすい会計になると思います。今までの１年に入ったＪークレジットの売払い収入で、新植補助金などいろんな執行をするのに使ったお金を繰越しという形で、現金を持って次年度向かうということになっておりますので、その次の年度に対してこの繰越しのお金というのがどういう形で反映されているかというのが実に分かりにくいと思います。やっぱりそういった面をはっきり明らかにするためには、Ｊークレジット運用基金というのを活用して、分かりやすい当年度収益分に増やしていった基金の残高を増やすというような形で、また基金からも利用することもできると思いますので、そういった表記の仕方のほうがよろしいではないかと思います。

○久代委員長　坪倉勝幸委員。

○坪倉委員　岩崎委員からありましたけども、保有量についても分かりやすく明示されるべきだと思う。それは、例えば土地開発基金で、現金と土地と両方表示があります。そういうような形でやれば、問題なくできると思いますし、要するに決算のときになるんです

けども、その年度にどれだけ使った、何にどれだけ使ったのかが明確に分かるように、繰越し予算も含めて分かるようにしていただきたいというところが一番の思いであります。

前回の委員会のときにホームページ等での公表すべきだというふうにも、まとめはされておりますけども、今回意見として取り上げてより明確にすべきだということにしたいと思います。

もう一つは、先ほどの近藤委員の発言で、入ったものを基金に入れて、基金から、執行をするときに基金から予算を出して使うっていうやり方も1つはあるのかなと思いますけども、ただこれ一般財源扱いなんでなかなか、どうなのかなというちょっと財政の専門家に聞かなければ分からないところもありますが、そこはちょっと疑問であります。

○久代委員長 岩崎委員、近藤委員、坪倉委員、大西委員も発言されましたかね、皆さんの発言を取り入れつつ文言に形づくってみたいと思いますが、どうでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

いずれにしても、J-クレジットについては保有量、まず、それから売払い料、それから何の事業に町が使用したかということが一目瞭然で分かるような資料を求めるという内容ではないかなと思いますが、よろしいでしょうか、皆さん。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それではここで、一応追加で文言をつくったものについては再度提出したいと思いますので、暫時休憩をいたしたいと思います。再開は、10時45分といたします。ちょっと、いろいろと実務的なことがありますので、時間を十分いただきたいと思います。

再開は10時45分といたします。暫時休憩してください。

〔休 憩〕

○久代委員長 休憩前に引き続いて決算審査特別委員会を再開いたします。

お手元に、先ほど皆さんから御意見をいただいた案件について、文言の変更をしたものをお配りしています。したがって、これからはこの文言をまず1番から、総務課から朗読をいたしますので、御確認していただきたいと思います。

まず、一般管理事務、27ページ。ファイリングシステム研修を実施されているが、システムが十分機能しているとは言えない。町民から提出された補助金申請書が、約、約を入れました、約3か月間放置されていた事例があったが、情報の共有や業務の執行が円滑に行われるようファイリングシステムの有効活用に取り組まれます。ということにし

ましたが、よろしいでしょうか、皆さん。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、この案件は、決算審査意見で取り上げます。

次、一般会計の歳入と基金257ページ、林業後継者育成対策事業です。森林環境譲与税により積み立てられた森林整備基金の明確なビジョンと。明確なビジョンということ、文言を入れております、と使途を会計年度独立の趣旨に沿って、分かりやすく明示されたという字句に変更しましたが、どうでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしという発言がありましたが、よろしいでしょうかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、2番目の一般会計の歳入と基金については、これを取り上げることに、皆さん御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

次、3番目の企画課です。地域振興センター管理事務、54ページ。地域振興センターに地域担当職員を配置しているが、役割が曖昧で機能しているとは言い難いことから。ことから、次、職責や位置づけを明確にされたいという字句を付け加えましたけども、どうでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 ここは、言い難いというところで切って、次の文章として職責や位置づけを明確にし、所期の目的が達成されるよう努められたいというふうにしたほうがより分かりやすいし、説明がしやすいと思います。

○久代委員長 坪倉委員の発言は、役割が曖昧で機能しているとは言い難いで丸で、次に、職責や位置づけを明確にされたいという。

○坪倉委員 所期の目的が達成されるよう努められたい。

○久代委員長 所期の目的。（発言する者あり）地域担当職員を配置しているが、のあとに所期の目的をつなげるんですか。一番最後で。

○久代委員長 一番最後ですね。皆さん、そういう提案がありましたけど、よろしいでしょうかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、この件については、若干の字句の修正をして再度提出してみますので、よろしいでしょうか皆さん。（「いいです」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 ということにします。

続いて、行財政改革。自立改革推進本部が担当する行政改革の取組が不十分である。各課への指導、協議ができていないほか、進捗の取りまとめも年度内にできていない。計画の点検と実行を求めるという文言で、これはこのまま取り上げるということで決まってい

ますんで、皆さん了解、異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

次、農林課。森林保全総合対策事業、140ページです。Jークレジットの保有量、保有量を追加しました。それから売払いの収入及び使途を年度ごとに明示されたいという簡潔な文章にまとめましたけども、どうでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは。

大西保委員。

○大西委員 1、2、3、4、5ありますが、全ての終わりの文章に、されたいとか、されたいされたいで、行財政改革についてだけ求めるになっているので、これも点検と実行をされたいではどうでしょうか。

○久代委員長 大西委員から。

○大西委員 行財政の改革の最後のところを、点検と実行をされたいではいけませんか。

○久代委員長 点検と実行を求めるになっていますが、実行されたい。（発言する者あり）されたいと求める、語尾の言葉が若干違いますけども、皆さんどうでしょうか。（発言する者あり）

それでは、大西委員の発言を参考にしながら、再度休憩を取って整理したいと思いますので。ここで、10分ほどの暫時休憩を行いますので。打ち直しを行いますので、しばらく休憩といたします。再開は、11時5分といたします。

〔休 憩〕

○久代委員長 休憩前に続いて決算審査を再開いたします。

お手元に、決算審査意見書案を配付していますので、確認をしていきたいと思います。

先ほど意見があった点については、赤い字で印字しております。

林業後継者育成対策事業で、森林環境譲与税により積み立てられた森林整備基金の明確なビジョンを示すとともに、森林環境譲与税の使途を会計年度独立の趣旨に沿って分かりやすく明示されたいということです。

皆さん、よろしいでしょうか。（「はい」「いいです」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

次に、地域振興センター管理事務です。地域振興センターに地域担当職員を配置しているが、役割が曖昧で機能しているとは言い難い。所期の目的が達成されるよう職責や位置づけを明確にされたい。所期の目的が達成されるようという言葉を入れました。

よろしいですか、皆さん。（「はい」「いいですいいです」と呼ぶ者あり）

次、行財政改革について、大西委員から提案があった語尾ですね、計画の点検と実行されたい。されたいに直しました。

よろしいでしょうか。（発言する者あり）

近藤委員。

○近藤委員 すみません。自分も実行されたいとの間にを入れて、点検と実行をされたいという文言のほうがすっきりすると思います。

○久代委員長 分かりました。計画の点検と実行をされたいと、を入れるということですね。これについては、1文字で意味が変わりませんので、再提出はしません。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、農林課。森林保全総合対策事業。Ｊ－クレジットの保有量、売払いの収入及び使途を年度ごとに明示されたいということで、これは変わっていません。

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で、意見の取りまとめは終了したいと思いますが、皆さん、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

先ほどまでに各会計の令和３年度決算について十分な質疑、意見交換を行ってきましたが、これからは、各案について討論、採決を行いたいと思いますが。（「決算書の修正」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。討論の前に決算書の修正について、調書の町有林の関係。（発言する者あり）それと、あと水道の関係ですよ、決算書の。それは、後刻タブレットに修正を貼り付けてもらいますので。町有林についても、一部面積が増えたのもありますし、その面積については、タブレットの追加修正を見ていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。大変失礼いたしました。

先ほどまでに各会計の令和３年度決算について十分な質疑、意見交換を行ってまいりました。これからは、各案について討論、採決を行いたいと考えます。

まず、議案第６９号、令和３年度日南町一般会計決算認定についての討論を許します。

まず、反対者からの発言があれば、これを許します。

岡本健三委員。

○岡本委員 一般会計決算に反対の立場で討論いたします。理由はいろいろありますけれども、また本会議で内容については申し上げます。

○久代委員長 賛成者からの発言を許します。ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

本案については、意見を付して認定すべきものとして決定することに御異議ありませんか。（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

討論の採決を行います。

本案については、意見を付して認定すべきものと決定することに御異議ありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）

これより採決を行います。岡本委員の異議はよく分かりました。

これより採決を行います。

議案第69号、令和3年度日南町一般会計決算認定について、意見を付して認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 賛成、挙手多数でございます。よって、本案は、意見を付して認定すべきものとして決定しました。

次に、議案第70号、令和3年度日南町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を許します。

反対者からの発言があれば、これを許します。

岡本健三委員。

○岡本委員 令和3年度国民健康保険特別会計決算認定について、反対の立場から討論します。内容は本会議で申し上げます。以上です。

○久代委員長 賛成者からの発言を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

これより採決を行います。

議案第70号、令和3年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について、原案のとおり認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 挙手多数でございます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

議案第71号、令和3年度日南町介護保険特別会計決算認定についての討論を許します。

反対者からの発言があれば、これを許します。

岡本健三委員。

○岡本委員 令和3年度日南町介護保険特別会計決算認定について、反対の立場から討論

します。内容は本会議で申し上げます。

○久代委員長 賛成者からの発言を許します。

近藤仁志委員。

○近藤委員 賛成の立場であります。内容については反対者の意見を踏まえて、本会議で述べさせていただきます。

○久代委員長 ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

これより採決を行います。

議案第71号、令和3年度日南町介護保険特別会計決算認定について、原案のとおり認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 賛成、挙手多数です。よって、本案は、認定すべきものとして決定しました。

議案第72号、令和3年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定についての討論を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

これより。討論はありませんでしたので、よって、本案は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

議案第73号、令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定についての討論を許します。

反対者からの発言があれば、これを許します。

岡本健三委員。

○岡本委員 議案第73号、令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場です。内容は本会議で申し上げます。

○久代委員長 賛成者からの発言を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

これより採決を行います。

議案第73号、令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について、原案のとおり認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 挙手多数です。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定

しました。

議案第 7 4 号、令和 3 年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定についての討論を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

本案については、原案のとおり認定すべきものとして決定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定しました。

議案第 7 5 号、令和 3 年度日南町簡易水道事業会計決算認定についての討論を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

本案については、原案のとおり認定すべきものとして決定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定しました。

議案第 7 6 号、令和 3 年度日南町下水道事業会計決算認定についての討論を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

本案については、原案のとおり認定すべきものとして決定することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定しました。

議案第 7 7 号、令和 3 年度日南町病院事業会計決算認定についての討論を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

本案については、原案のとおり認定すべきものとして決定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定しました。

この決算審査特別委員会の結果として、議案第 6 9 号は賛成多数で認定、議案第 7 0 号

は賛成多数で認定、議案第 7 1 号は賛成多数で認定、議案第 7 2 号は全員一致で認定、議案第 7 3 号は賛成多数で認定、議案第 7 4 号は全員一致で認定、議案第 7 5 号は全員一致で認定、議案第 7 6 号は全員一致で認定、議案第 7 7 号は全員一致で認定ということで報告をさせていただきます。

以上、本委員会に付託された 9 議案については、審査を終了します。

9 月 8 日以来、長期にわたりまして委員の皆様には熱心に御審議いただき、大変ありがとうございました。おかげをもちまして、ただいま審査を終了することができました。皆様の御協力に感謝いたします。

9 月 2 8 日に予定されています本会議には、私から報告させていただきますので、よろしく願いをいたします。本当に長い間ありがとうございました。台風通過もありました、皆さん本当にお疲れさまでした。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委 員 長

副委員長